

12. 森林環境譲与税が充てられる森林環境施策に要する経費

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度税制改正において、森林環境税が国税として令和6年度（2024年度）から個人に対して課税され、その全額を市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与されることとなっています。

森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度（2019年度）から譲与されており、全額を「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

（単位 千円）			
区 分	事業費	一般財源	参照 ページ
総務費	52,281	50,000	
みどりの保全基金積立金	52,281	50,000	-
民生費	11,324	11,324	
東浅川保健福祉センターの管理運営＜木材利用の促進＞	11,324	11,324	-
農林業費	62,850	31,780	
民有林振興	42,021	12,856	122
森林管理巡視	1,413	1,413	-
市行造林	1,603	1,395	-
市有林管理	17,813	16,116	-
土木費	38,268	33,444	
みどりの確保（斜面緑地保全）	26,667	26,667	161
みどりの管理（緑地保護地区指定協力奨励金）	3,887	3,887	162
みどりの管理（里山保全）	7,714	2,890	162
教育費	1,947	1,947	
給食センターの整備（給食センター（檜原・寺田））＜木材利用の促進＞	1,947	1,947	183
計	166,670	128,495	

＜木材利用の促進＞については、全体事業費のうち木材利用に係る額を記載

【歳入】地方譲与税のうち森林環境譲与税	77,154 千円
【歳出】森林環境施策に要する経費	166,670 千円
（うち一般財源	128,495 千円）